

佐藤孝之『近世山村地域史の研究』

山崎久登

本書は、佐藤孝之氏が長く研究を続けられてきた、山中領をフィールド

とした山村地域史の集大成と言える著作である。

構成は次のようなつていている。

序章 山村史研究の軌跡

第一部 村落支配と年貢收取—「領」と永高制—

第一章 村の成立とその特質

第二章 「領」支配と割元制

第三章 永高検地と年貢收取

第二部 林野支配の変遷と林野利用の展開

第一章 御巣鷹山制の展開

第二章 御林の設定と山守制の展開

第三章 「御免許稼山」制と「売木」の展開

結び 山村史研究の可能性

それでは各章の内容についてまとめていきたい。

序章「山村史研究の軌跡」では、山村史研究の検討とその中の本書の位置づけを行っている。戦後の山村史研究は、主として「山村貧困史観」に基づいて行われてきた。近世史研究における山村の扱いも、石高制に由来する「水田中心史観」による認識が根強いために、山村は生産力の低い後進的な村落として位置付けられていた。それが、一九八〇年代以降、「山村貧困史観」の克服が共通認識となつて研究が進展し、二〇〇〇年以降においては、その成果の上に、環境史という視点を意識した研究がなされていふとする。そのような研究史の中で、本書は、上州山中領と呼ばれた山村地域を対象とし、近世山村の実像と歴史的展開過程を描き出そうとするものとしている。

第一部「村落支配と年貢收取—「領」と永高制—」は、山中領の村をめぐる支配機構とその変容や、年貢收取体制とその変遷などを分析し、山村地域の支配上の特質・特徴を明らかにしようとするものである。

第一章「村の成立とその特質」では、山中領の概況と、近世行政村とし

ての成立過程について明らかにしている。山中領は、武州・信州と国境を接する山間地域で、現在の群馬県多野郡上野村・神流町にあたり、上山郷（七ヶ村）・中山郷（六ヶ村）・下山郷（九ヶ村）の三郷に地域区分されていた。山中領では、慶長検地で「郷」が支配単位とされ、その内部に生産・生活単位としての村（集落）が多数存在していた。その後、寛永末頃から寛文期までの間に、郷内の村の統合が進められ、元禄検地によって二十二の村が行政区として確定される。これは、郷の分割であるとともに、村の統合の結果でもあった。そのため二十二の村には、多くの枝郷を有しているのである。

第二章「領」支配と割元制では、山中領における「領」域の変化、「領」支配の様相について分析をしている。その結果、天和三年（一六八三）以前においては、従来言われていた山中領に加え、鬼石領や日野領、さらには秩父領の一部も合わさった領域が「山中領」となっていたとされる。そして、鬼石村には、《山中領》を統括する割元が置かれ、その下に、山中組・鬼石組という「組」があつたとする。その後、《山中領》の割元は廃止され、天和三年に各組ごとに割元が置かれる体制へ移行した。つまり、各「組」・「領」ごとに支配が行われる体制へと変化したのである。その後、山中領の割元制が継続されていったが、宝暦九年（一七五九）の廃止令を受け、翌年ついに廃止となつた。その間、享保期までには村々の「組合」形成が進んだが、宝暦期には、「組合」の運営をめぐつて割元と割元廃止を求める村々の対立も起つていただとする。

第三章「永高検地と年貢收取」では、山中領を中心として、山村における検地と年貢收取の特質を検討している。関東・東海地方の山間幕領地帶では、近世初頭に永高検地が実施され、永高制に基づく年貢收取が行われ

ており、とりわけ関東地方の山間幕領では概ね施行されていた。山中領では、慶長二年（一五九八）の伊奈忠次による検地が徳川氏による最初の検地とされているが、それ以前にも大久保長安による文禄検地が行われた可能性を指摘している。また、山中領や鬼石領などの慶長検地は、伊奈氏が自らの支配所を対象に実施したのではないかと推測する。

一方、年貢收取については、慶長四年から元禄検地までは永高法が採られ、元禄検地以後には反取法へと移行したことを明らかにしている。さらに、永高法のもとでの年貢收取の特徴についても分析が加えられ、石高による高辻から取水を算定する「石高→取水方式」では、常に取水高が村高を上回る状況となり、実際に年貢の増徴が顕著であったという。この年貢高が村高を上回る状態が反取法でも方法を変えて維持されていた。このような年貢増徴を可能にした背景に、石高以外の生产力である養蚕や林産物の生産・販売などの展開があつたのではないか、と推測している。

第二部「林野支配の変遷と林野利用の展開」は、御巣鷹山・御鷹見・山守など近世山中領の山村としての諸要素について分析し、山村の支配と利用の面から、その地域的な特質を明らかにしたものである。

第一章「御巣鷹山制の展開」では、享保期以前の山中領における御巣鷹山制の変遷について検討している。山中領には、最終的に三ヶ所の御巣鷹山が設定され、それらは一六〇〇年代末頃には全て出揃つっていた。御巣鷹山の管理・保全と御巣鷹の発見・上納を担つていたのが御鷹見役であり、浜平・野栗沢・八倉・神原村の各村が村役としてこれを務めていた。

御巣鷹山は、御巣鷹の供給が本来の役割であるが、その他に用材の供給

源ともなつてゐたという。御用木の伐り出しは万治年間から行われており、以後も度々用材伐り出し事業が計画されている。天和元年（一六八二）に御巣鷹上納停止が申し渡された後も、御巣鷹山は維持されていくのであるが、その背景にはこのような御巣鷹山の複合的な役割があつたと指摘している。そして、正徳四年（一七一四）に御林が山中領に設置されると、御林・御巣鷹を含む「惣山」の支配が割元の職務とされ、それまで割元から自立的に御巣鷹山の支配に当つてきた御鷹見が〈割元—御鷹見〉という支配ラインに編成されていった。

第二章「御林の設定と山守制の展開」では、正徳四年に四ヶ所の御林が山中領に設定される経緯について明らかにしている。設定にあたつては、まず代官による見分が行われ、そのうえで、資源量豊富な浜平・中沢・乙父沢・野栗沢の四ヶ村が用材供給源としての御林となつた。この御林の支配は、当初は割元の加役とされていたが、享保四年（一七一九）に三名の山守（うち二名は割元）が任命された。この山守は、御林・御巣鷹山を含む「惣山」の支配を担うものであり、扶持米も支給され、苗字帶刀を認められていた。割元は、従来の地方御用に加えて山内御用も担うようになり、山中領支配に大きな影響力を持つことになった。その後、享保一二年頃から山守の辞職問題が起つて、これは、浜平の御林見分阻止一件が影響をしたものであつた。この一件がきっかけのとなつて割元は山内御用から離れるようになり、一元的な支配はここに崩れることになった。

第三章「『御免許稼山』制と『売木』の展開」では、山稼と材木の販売について分析している。元禄検地以後、浜平・中沢・乙父沢・野栗沢村の四ヶ村には「百姓稼山」が設定され、「山稼」が認められることになつた。その後、享保四年（一七一九）には、「御免許稼山制」が発足する。これ

は、笠板・木履木・慣木・桶木の四品について浜平・中沢の二ヶ村に生産・販売の独占を認めるものであり、村々にとつては経済的な支えのみならず、山中領内における社会的な意味をも付与されたものであつた。しかし、以後生産の主力であった笠板は、享保期以降、出荷量が減少していく。「御免許稼山」制は形骸化していく。一方で、宝曆期から御林・御巣鷹山を問わず、「売木」＝材木の売り出しが盛んになり、御免許稼山においても売木が行われるようになつていつた。こうして、御免許稼山から売木へと山稼の比重は変化していつたのである。

結び「山村史研究の可能性」では、以下のように総括している。従来、焼畑や材木の生産、種々の山稼など山村の生業は、林業村落などを除いては、大方、農間余業と理解されてきた。しかし、本来は、山地そのものに生産・生活の基盤を置く山村の、それ 자체の歴史的展開を明らかにする作業が必要であり、本書では、そうした多彩な側面を持つた近世山村地域像を提示できたとする。ただし、山村における生産・生活に密着した多様な生業、そして地域意識や地域認識などを含む生活文化の在り方がさらに問われなくてはならないと展望を述べている。

以上が本書各章の概略である。山村地域史研究におけるさまざまな課題が極めて的確に、かつ要領よく整理されており、同分野の研究者に裨益するところが大きいであろう。しかし、やや疑問に思われる点も看取される。疑問点は四点ある。

第一に、御鷹見役についてである。これは、第二部第一章で検討がなされ、村単位で担う役であるとされている。では、御鷹見役を実際に行つたのは、どのような人たちであつたのだろうか。本書でも、「御鷹見衆」という特定の役負担者がいたことについては記述があるものの、それ以上は

詳らかになつてない。巣鷹の監視ということであれば、技術的な問題もあるので、特定の家が担うことになったと思われる。そうすると、村の中での位置づけも特殊なものであつたと考えらえるが、そのあたりの分析が不十分なのが残念に感じた。また、本書では上山郷についてしか触れていないが、中・下山郷の御鷹見は高役免除となつていなかつたのかも気になるところである。

第二に、御巣鷹山の理解についてである。元禄期に鷹場が廃止され、巣鷹上納が行われなくなつたあとも御巣鷹山が残された背景として、著者は、御巣鷹山が御林の機能を担つていたことを視野に入れる必要があるとしている。しかし、巣鷹上納が行わなくなつたからといって、すぐに御巣鷹山が廃止されるという理由はなく、そこを御留山として環境保全のために出入りのできない状況にしておくことは、決して不自然なことではないであろう。御林の機能を担つたことをその背景として考えるだけの、積極的な理由は見出しえないと思われる。

第三に、割元についてである。第二部第二章では、割元と山守の関係について分析をされ、割元は従来の地方御用に加えて、山内御用を担うようになつたとしているが、割元がすべての山守を務めていたわけではなく、山守＝割元ではない。ゆえに、割元が山内御用を受け持つ存在になつたと言えるのだろうか。

また、割元が山内御用から離れることになつていつた理由も不明である。なぜ、割元が山内御用を担いまたそれから離れるようになつたのか、実態面の分析に終始しその意味があまり明らかになつていないように感じられた。山中領の支配を考える上で大変重要な問題であり、より踏み込んだ分析が望まれる。

第四に、山村貧困史観の克服について。本書は、従来の山村＝後進的地域という像ではなく、山村の支配のあり方や、生業や諸稼ぎの実態究明の中から、山村の新たな側面を明らかにしている。貧困史観を乗り越えて、環境史への展開を見据えた大変魅力的な研究であり、山村貧困史観克服の上で果たした意義は大変大きなものがあると考えられる。

しかしそうした意図のために、山の生業や諸稼ぎの存在が、無前提に地域経済を増進させるものとして捉えられているように思われる。たとえば、第一部第三章では、年貢増徴の背景に林産物などの増加があつたとしているが、明確な根拠は示されていない。年貢増徴と林産物資源の増加はどういう関係にあるのか分析がなされないまま、林産物の増加－経済の発展－年貢増徴という因果関係が想定されている。果たして林産物の増加が、地域の経済にとってどのような影響を及ぼしていたのか、その部分の分析が必要ではないかと思う。

また、著者も述べているように、すでに現在の山村史研究においては、山村貧困史観は克服されており、近年では環境史といった観点からの山村への関心が集まっている。近世に限つても、生業論から環境史への展開が指摘されつつある。勿論、本書に掲載された諸論文の初出時には、まだ山村貧困史観の克服こそが課題であった。しかし、現在本書を刊行する以上は、貧困史観の克服だけでなく、環境史へ向けての展望や、民俗学・社会学など隣接諸科学との連携に向けて本書がどのような意義を有するのか、より踏み込んで記してほしかったよう思う。

以上、気づくままに勝手な批判を行ってきた。著者は、山中領という地域を通じて、山村の支配や生業の実態の歴史的過程を、緻密な実証的方法により明らかにされた。著者が山中領上山郷を最初に訪れたのは一九八四

年ということであるが、一つのフィールドを基に丹念に歴史的事実を追つ

ていく著者の真摯な姿勢は、後進の者にとってこれ以上ない良き手本となるものである。フィールドのこともよく把握しないままに安易に史料をつまみ食いし、論文を量産していくよくなことは厳に戒めなければならぬ。評者自身、本書を読み、襟を正さねばならないという思いを改めて強

くした。

内容のまとめや批評については、的外れな部分や誤解に基づく表現なども多々あろうかと思うが、偏にご寛恕を乞う次第である。

(A5判・三四八頁・九〇〇円+税・吉川弘文館・二〇一三年二月)